

令和7年度 長崎県「介護サービス情報の公表」計画

介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「法」という。)第115条の35の規定により行う「介護サービス情報の公表」の実施に当たって、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2の3第1項の規定に基づき、令和7年度長崎県「介護サービス情報の公表」計画（以下「計画」という。）として、次のとおり定める。

令和7年12月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 計画の基準日

令和7年4月1日とする。

2 計画の期間

計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 対象となる介護サービス

計画の対象となる介護サービス（以下「対象サービス」という。）は、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第140条の43に規定する次のサービスである。

1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護（介護予防を含む。）
3. 訪問看護（介護予防を含む。）
4. 訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
5. 通所介護
6. 通所リハビリテーション（介護予防を含む。）
7. 短期入所生活介護（介護予防を含む。）
8. 短期入所療養介護（介護予防を含む。）（規則第14条第4号及び第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
9. 特定施設入居者生活介護（介護予防を含み、養護老人ホームに係るものを除く。）
10. 福祉用具貸与（介護予防を含む。）
11. 特定福祉用具販売（介護予防を含む。）
12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
13. 夜間対応型訪問介護
14. 地域密着型通所介護
15. 認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
16. 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
17. 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
18. 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
19. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

20. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
21. 居宅介護支援
22. 介護老人福祉施設
23. 介護老人保健施設
24. 介護医療院

4 対象となる介護サービス事業者

対象サービスを提供している事業者又は提供しようとする事業者のうち、計画の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）は、法第115条の35及び規則第140条の44の規定により、次に掲げる事業者とする。

ただし、公表する基本情報、運営情報、事業所等の財務状況が分かる書類の報告、一人当たり賃金の報告（任意）のうち、（2）に掲げる事業者については、基本情報のみ公表するものとする。

- (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者の負担額を含む。）が100万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）
- (2) 令和7年4月1日以降、対象サービスの提供を新たに開始した事業者又は開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）

5 休止等事業者の取扱

- (1) 対象事業者が、計画期間内に休止又は廃止をしたときは、その時点から計画の対象としないものとする。
- (2) (1)の休止事業者が、計画期間内に対象サービスの提供を再開したときは、その時点から計画の対象とする。
- (3) 計画の基準日において休止していた次の事業者が、計画期間内に対象サービスの提供を再開したときは、その時点から計画の対象とする。

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担額を含む。）が100万円を超える事業者

6 公表の方法

対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

なお、公表方法は、国が管理する介護サービス情報公表システムにより実施する。

7 報告の通知

- (1) 既存事業者

公表計画月の概ね2ヶ月前に、報告方法について通知するものとする。

- (2) 新規事業者

事業開始時（指定日以降）に、報告方法等について通知するものとする。

- (3) 5の(2)又は(3)に掲げる事業者

当該事業者が計画の対象となったことを確認したときに、報告方法等について通知する

ものとする。

8 報告の方法

対象事業者は、原則として国が管理する介護サービス情報公表システム（インターネットWEB報告画面）への入力・登録により報告するものとする。

ただし、これらの方法による報告が困難な事業者にあっては、電子媒体又は紙媒体への記録・送付によることができるものとする。

9 報告の受理

報告受理を確認したものについては速やかに審査を行い、不備があった場合は、対象事業者に対して訂正等を求めるものとする。

10 報告の期限

(1)既存事業者

公表月の前月末日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の平日）まで

(2)新規事業者

原則、新たに介護サービスの提供を開始しようとする日の属する月の翌月末。

ただし、令和7年1月1日から令和7年11月1日までに提供を開始したものについては、既存事業と同様とする。

(3)5の(2)又は(3)に掲げる事業者

県が別途指定する日

11 報告の対象となる既存事業者の名称、既存事業者ごとの公表を行う月

別紙「事業者別計画表」のとおり。

12 是正命令を受けた事業者に係る取扱

知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容のは是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

13 実施体制及び問合せ窓口等

本県の実施体制と問合せ窓口等は次のとおりである。

(1)長崎県

ア 問合せ窓口 長崎県福祉保健部長寿社会課 施設・介護サービス班
〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2436 FAX 095-895-2576

イ 主な問合せ内容

- 介護サービス情報公表システムに関すること
- その他、制度全般に関すること

事業者別計画表【既存+新規事業所】

区分	グループ名称	コード	サービス種類	R7事業所数	開始時期	提出期限	公表時期
1	訪問介護サービス	110	訪問介護	316			
		710	夜間対応型訪問介護	1			
2	訪問入浴介護サービス	120	訪問入浴介護（予防含む）	11			
3	訪問看護サービス	130	訪問看護（予防含む）	186			
4	訪問リハビリテーションサービス	140	訪問リハビリテーション（予防含む）	77			
5	通所介護サービス	150	通所介護	314			
		720	認知症対応型通所介護（予防含む）	58			
		155	指定療養通所介護	0			
6	通所リハビリテーションサービス	160	通所リハビリテーション（予防含む）	171			
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）サービス	331	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防含む）	40			令和8年3月
		335	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防含む）	0			
		361	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	0			
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）サービス	332	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防含む）	17			令和8年2月
		336	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防含む）	0			
		362	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	0			
9	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）サービス	334	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）（予防含む）	7			令和7年12月
		337	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））（予防含む）	1			
		364	地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）	0			
10	福祉用具サービス	170	福祉用具貸与（予防含む）	97			
		410	特定福祉用具販売（予防含む）	73			
11	小規模多機能型居宅介護サービス	730	小規模多機能型居宅介護（予防含む）	113			
12	認知症対応型共同生活介護サービス	320	認知症対応型共同生活介護（予防含む）	329			
13	居宅介護支援サービス	430	居宅介護支援	430			
14	介護老人福祉施設サービス	510	介護老人福祉施設	121			
		210	短期入所生活介護（予防含む）	193			
		540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	46			
15	介護老人保健施設サービス	520	介護老人保健施設	61			
		220	短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防含む）	47			
16	介護療養型医療施設サービス	530	介護療養型医療施設	0			
		230	短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防含む）	4			
17	介護医療院サービス	550	介護医療院	13			
		551(2AO)	短期入所療養介護（介護医療院）（予防含む）	2			
18	巡回訪問サービス	760		28			
19	看護小規模多機能型居宅介護	770		11			
20	地域密着型通所介護	780		251			
合 計				3,018			